

専門職高等教育の質的保証 —医療系高等教育におけるグローバル化への対応—

稲葉めぐみ
(東京大学大学院 教育学研究科)

1. 研究の背景と目的

高等教育市場の国際化に伴い、教育内容や学位基準の明示が重要となってきた。とりわけ、医療教育のように特定の専門職と密接な関係にある教育分野では、このことが国際機関からも強く要請されており、国際的な比較のため、資格取得の前提となる教育プログラムの評価基準の確立が求められている (UNESCO/OECD 2005)。この問題には、個別の教育機関が答えるのは難しく、国や学協会などの専門職資格の認定に係る組織が、何らかの形で基準を明示する必要がある。そこで本研究は、専門職高等教育の一分野である医療教育について、日米の看護教育における教育プログラムの質保証制度の成り立ちを追うことにより、日本における専門職高等教育の質的保証の方向性を探ることを目的とする。

2. 日本における医療系高等教育の質保証システム

多くの医療系専門職に従事するためには、国家資格が必要であり、これに必要な知識、理解に関しては、『国家試験出題基準』により、一定の評価基準が明示されている。ただし、これまでの経緯から複線的な教育システムを持つ医療系専門職教育においては、大学における4年制の教育課程の他に、短期大学、専門学校、高等学校などにおける3年制・2年制での教育課程も並存しており、進学者の学習準備状態や修業年限は様々という状況にある。教育課程の編成にあたっては、進学者の置かれる様々な状況を考慮しなければならない一方で、医療という専門職の性質から、多様な養成システム間においても、同等に教育の質を保証しなければならないという困難な課題を抱えることとなっている。こうした背景から、それぞれの専門職資格に関しては、『学校養成所(施設)指定規則』が厳格に定められている。よって、看護系大学では、その設置にあたって大学設置基準を満たすことのみならず、『保健師助産師看護師学校養成所指定規則』で定められた教育内容の基準を満たすことが求められるシステムとなっている。

この基準は、文部科学省と厚生労働省双方により定められていることから、看護師国家試験出題基準¹⁾とも分野の齟齬が無い。つまり、看護を含む医療専門職高等教育、とりわけ専門職に係る教育内容の質的保証に関しては、『学校養成所(施設)指定規則』により事前審査を行い、『国家試験』により事後チェックを行うシステムが確立されていることになる。ただし、『国家試験』の範囲を超える部分に関しては、近縁な学問分野である医学等での教育改革の動き²⁾とは必ずしも呼応してこなかったのが現状である。

3. 米国における質保証システムと日本での適用可能性

米国においては、憲法上教育や保健衛生に関する責任と権限は各州に個別に存在する³⁾。そのため大学の定義、入学基準、学位の基準などに関して、全国的な制度的取り決めがなく、様々な大学の存在が可能である。こうした背景から、高等教育機関の質保証のためにアクレディテーション・システムが発達してきた。また、医療専門職の資格についても、国家資格は存在せず、専門職団体がこれを認定するシステムとなっている。このため、高等教育機関が提供する専門職養成のための教育プログラムを、専門職資格を認定する団体

が認証するシステム（専門分野別ア krediteーション制度）が確立されており、これにより教育の質が担保されてきた。ただし、看護師等の業務に従事するためには、さらに各州の法律に沿った資格認定を受け医療専門職として登録される必要がある（良村 2002）。医療専門職の教育の質的保証を考える場合、米国のシステムが、日本の国家資格制度とはかなり異なったシステムであることには注意が必要である。

さらに、現行では評価機関が重複することのない地域別ア krediteーション協会のあり方とは異なり、専門分野別ア krediteーションでは、複数の協会が並存している分野もあり、Nursing もその一つである⁴⁾。教育の基準は各団体ごとに異なるため、日本の認証評価制度と同様な、所謂「ダブルスタンダード」の問題が専門分野別評価にはある。

米国における質保証のシステムである専門分野別のア krediteーション制度は、医療専門職の国家資格制度を持たないが故に、必要に迫られて編み出されたシステムであるとも捉えることができる。厳格な国家資格制度を持つ日本において同様のシステムを導入する必要があるのか、プライマリー・バランス均衡の要請などから、高等教育への支出が急激に抑制されつつある日本の現状も鑑みて、慎重に検討する必要があると考える。

4. 考察—日本における専門職高等教育の質的保証の方向性

医療系専門職教育では、これまで『学校養成所指定規則』と『国家試験』により質の保証が行われてきており、その基準も明示されてきた。しかし『国家試験』は主として知識を問うものであることから、技能や態度の教育内容や評価は各教育機関に任されることとなり、この点は質的保証の観点から検討の余地があると考えられる。また、教養教育について、教育課程における「位置づけや教育方法は、各大学が人材育成の目的・目標や教育理念に基づき独自に設定するものである」とされるが（看護学教育の在り方に関する検討会 2004）、これまで学士課程の特質を反映した検討が十分になされてきたわけではない。専門分野同様に一律に詳細な基準を定めることは、教養教育の特質にもそぐわないと考えられるが、教育課程全体の充実のためには、各大学で教養教育までを視野に入れた体系的なカリキュラムの検討が必要であろう。以上のことから、国家資格に繋がる専門職高等教育プログラムの評価基準は、『国家試験』の範囲内であれば、すでに確立されており、教育効果の測定もなされている。このことから、この評価基準を認証評価制度の中に取り込むことで、国際的な比較にも活用できると考える。ただし、『国家試験』の範囲を超える部分については、このシステムとは別に基準の策定と適切な評価が行われる必要があるだろう。

注

- 1) 厚生労働省の医道審議会保健師助産師看護師国家試験出題基準改訂部会によって作成され、一般に公表されている。
- 2) 医・歯・薬学教育では、指定規則の縛りがなく、大学での教育内容に関して自由度が高かったが、近年モデル・コアカリキュラムの策定や共用試験の実施などにより、準備教育や技能・態度についても一定の基準が示され、教育の質の保証が図られている。ただしこれには法的拘束力は無い。
- 3) 合衆国憲法修正第 10 条により、合衆国に委任されず、州に対して禁止されなかった権限は、各州にあるとされる。
- 4) メタ評価機関である CHEA が認定している評価機関は、American Association of Colleges of Nursing (AACN-CCNE) と National League for Nursing Accrediting Commission (NLNAC) の 2 つがある。

参考資料

- 看護学教育の在り方に関する検討会, 2004, 「到達目標を示すにあたっての学士課程における看護学教育の特質」『看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標』文部科学省
- UNESCO/OECD, 2005, *Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education*.
- 良村貞子, 2002, 「看護の専門化とその認定」『アメリカにおける医療過誤と看護婦の責任』, 北海道大学図書刊行会: 32-45